

第3回警察捜査における取調べの適正化に関する有識者懇談会議事概要

1 開催日時

平成20年4月23日（水）午前10時30分から午後0時までの間

2 開催場所

警察庁第8会議室

3 出席者

・ 委員（五十音順）

岡村勲委員 弁護士、全国犯罪被害者の会代表幹事

河上和雄委員 弁護士、学校法人駿河台大学名誉教授

残間里江子委員 (株)キャンディッド・コミュニケーションズ代表取締役会長

高井康行委員 弁護士

平良木登規男座長 慶應義塾大学名誉教授、大東文化大学法科大学院教授

前田雅英委員 首都大学東京都市教養学部長

・ オブザーバー

法務省刑事局総務課長

・ 警察庁

刑事局長、刑事企画課長、刑事指導室長

4 議事要旨

(1) 警察庁説明

警察庁から、

- ・ 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則及び犯罪捜査規範の一部を改正する規則
- ・ 自民党、公明党からの取調べに関する提言
- ・ 警察における取調べの一部録音・録画の試行

についての説明を行った。

(2) 取調べの一部録音・録画の試行に関する各委員からの意見（自由討議）

○ 録音・録画の実施に関して

- ・ 捜査機関に証拠収集のための有効な手段を与えないままに、例え一部であっても取調べの録音・録画に踏み切ることにより大きな懸念を感じる。
- ・ 録音・録画によって、現場の取調べ官の真相を究明しようとする意欲が削られることのないよう、配意する必要がある。

○ 録音・録画する時期に関して

- ・ 供述の任意性の立証を考慮すると、最初の自白が重要である。ただ、その後供述が変遷することもあるので、当面は、最終段階での調書について録音・録画を行えば良いと思う。
- ・ 供述の任意性を判断するためには、供述の変遷を検討することが重要である。一部録音・録画では、供述の変遷が出てこないという批判もあるだろう。ある程度早い段階で録音・録画した方が良いことも考えられるので、どの段階で録音・録画するかという点については、柔軟に対応した方が良いのではないか。
- ・ 自白していた被疑者が録音・録画をする時になって、供述を意図的に変更することも考えられる。このような事例は少ないかもしれないが、慎重に対応する必要がある。

○ 録音・録画の方法に関して

- ・ 録画中に恣意的にズームアップしたり、被疑者の手が震えている状況等を録画をしたりすると、映像の与える印象が大きく変わってしまうおそれがある。録画中はカメラを固定し、徒にズームアップ等をするべきではないと考えられる。

○ 録音・録画の問題点とその対応に関して

- ・ 録音・録画の記録については、画像を加工される心配はないか。編集された画像によっては、供述の任意性の有無の判断に影響を与える可能性があるのではないか。

- ・ この度の録音・録画により、公判において自白の任意性をめぐる争いが大きく減少することが期待される。
- ・ ただ、弁護側としては、被疑者等に対し、録音・録画の時は、必ず供述を翻すように指導することが考えられるので、警察としては、そのような場合の対処能力を高める必要がある。これについては今後争点となるかもしれない。

(3) 座長提案による「緊急提言」のとりまとめ

これまでの3回の会議を通じて議論してきた結果を踏まえ、有識者としての考えが「緊急提言」としてとりまとめられた。(緊急提言は、別添の通り)

緊急提言

昨年来、警察における被疑者取調べのあり方が問われるような深刻な事案が相次いだ。平成十四年に富山県において発生した強姦等事件で、有罪判決を受けて既に服役を終えた者が、真犯人が別にいたとして、再審無罪となつたいわゆる「富山事件」や、平成十五年の鹿児島県議会議員選挙の公職選挙法違反事件で、被告人十二人全員に無罪判決が言い渡された「志布志事件」等である。

このため、取調べを始めとする警察の捜査活動に対して、厳しい非難の声が上がり、警察捜査に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることは紛れもない事実である。

また、来年の裁判員裁判の開始が近づくにつれ、刑事裁判に慣れていない一般の国民の中から選任された裁判員が的確に判断できるよう、被告人が自らの意思で自白したことを分かりやすく立証するための検討が、警察にも強く求められている。

このような情勢の中で、警察庁は、昨年十一月の国家公安委員会決定を受けて、取調べの適正化に向けた施策を講ずることとなったが、指針の策定及びこれを受けた施策の実施に当たり、「警察捜査における取調べの適正化に関する有識者懇談会」を開催し、部外の者から幅広く意見を聴取することとなった。

かくして、我々「有識者懇談会」のメンバーは、警察捜査に対する国民の信頼を回復するとともに、裁判員裁判の円滑な実施を図っていくために、いかなる方策が真に必要なのかについて、議論することとなった。

昨年十二月の第一回会合では、警察捜査における取調べの適正化に向けた施策の検討を、また本年二月の第二回会合では、警察捜査における取調べ適正化指針に基づく国家公安委員会規則案の検討を、そして、本年四月の第三回会合で、任意性立証の効果的・効率的な方策の検討をそれぞれ行い、これらの会合の場において、活発な議論を積み重ねてきた。

その結果、警察として、捜査の適正化を図り、円滑な裁判員裁判の実現に努力することは必要不可欠であるが、他方で、無差別殺人が発生するなど、治安への不安が高まりを見せている中、こうした凶悪事件の犯人を的確に検挙するという警察本来の責務を全うすることこそが極めて重要であ

るとの認識に至った。

特に、取調べにより凶悪事件の犯人に真実を語らせ、犯行に至る動機やその態様などの事案の真相を少しでも知りたいという素朴な感情は、善良な市民であれば、誰もが抱くものであり、大多数の国民の共通認識であろう。警察は、捜査を遂行するに当たって、こうした国民感情を無視することはできない。したがって、取調べの適正化に向けた取組みを進めるに当たっては、取調べの持つ本来的な機能を害さない配慮がとりわけ重要である。

我々「有識者懇談会」のメンバーは、こうした見解に立ちつつ、次のような取組みを確実に進めることを警察庁に強く求めていくことと決し、ここに「有識者懇談会」緊急提言としてこれを公表することとした。

一 被疑者取調べ監督制度を実質的に機能させること。

取調べをめぐる情勢を受けて、先般、警察庁は「警察捜査における取調べ適正化指針」を策定し、この指針に基づき、国家公安委員会は、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」と「犯罪捜査規範の一部を改正する規則」を制定し、被疑者取調べ監督制度等を導入することとした。

これらの仕組みは、うまく機能すれば取調べの適正化に向けて相当程度優れたものとなる。

警察は、これらが形式的なものとなることがないように、その趣旨や意義は勿論のこと、こうした施策を実施するに至った経緯を、第一線で捜査に従事する全警察官に周知徹底すること。また、こうした施策により第一線の捜査員が萎縮することなく、被疑者を厳しく追及すべきときには、厳しく追及して事案の真相を解明することを国民は警察に求めていることを忘れてはならない。

二 取調べの機能を損なわないように配慮しつつ、取調べの一部録音・録画の試行を慎重に実施すること。

警察は、裁判員裁判における自白の任意性立証に資するため、検察と同様の取調べの録音・録画の試行を今年度中に実施するのとこのことである。

検察は、警察の捜査によってある程度証拠固めがなされ、事案の

真相がほぼ解明された事件について、起訴間近に被疑者の取調べを行うことが通例である。一方、警察は、まず最初に被疑者と直接対峙し、事案の真相を解明すべく、取調べを行っている。このように、警察の取調べと検察のそれとは、その性質を本質的に異としており、警察が自白の任意性立証に果たす役割は、検察が行うそれとは自ら異なってくるはずである。

したがって、警察が、検察と全く同様の録音・録画を実施した場合、検察の試行に比べて取調べの機能を阻害するおそれが高く、多くの困難や解決すべき課題を伴うことが予想されることから、試行に当たっては、特に慎重な配慮が必要である。例えば、組織犯罪等、録音・録画を行うことにより取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や、協力確保に支障を生じるおそれ等がある事件については、試行対象から除外すべきと思われるが、こうした判断基準をどのようにガイドライン化していくかも検討する必要がある。

さらに、録音・録画を実施することにより、黙秘や犯行を否認する被疑者が増加し、事案の真相が解明されなくなることは大いに問題であり、録音・録画時に被疑者が意図的に真相を歪めて演出を企てることも十分に予想される。

警察には、こうした点に留意し、取調べの機能を損なわないように十分配慮しながら、取調べの一部録音・録画の試行を慎重に実施することを求めたい。

なお、今後、取調べの録音・録画が拡大されていく可能性もなしとはしないが、捜査側にも証拠収集の武器を付与するなどの配慮をしないままでは、治安の維持に悪影響があると危惧されることから、証拠確保のための強力な捜査手法の導入について、社会全体で継続して検討することが必要である。

三 捜査員の資質や能力の更なる向上に努めること。

昔から「捜査は人なり」と言われているが、近年、捜査員一人一人の資質や能力が低下しているのではないかという強い懸念がある。また、警察官の大量退職時代を迎え、この問題が一層深刻化している。さらに、捜査上の問題が発生する背景には、捜査員一人一人のモラルの低下の問題があるとも言え、他方において、指揮官の能力

の問題があると思われる。

捜査員が、刑事としてのプライドを保ち、高い使命感と職務への旺盛な意欲を持って、捜査に従事することは、極めて重要なことである。さらに、捜査に必要な最低限の技能を習熟し、基本的な法律知識や一般常識を涵養することは勿論、被疑者の取調べにおいて必要とされる優れた人格を日々研鑽することが、今、求められている。このように、捜査員が高い士気を維持し、優れた人格やバランスの取れた人権感覚を保ちつつ、捜査に従事することができるように、捜査員一人一人に対して徹底した教育訓練を施し、捜査員の資質や能力の向上を図るよう、警察組織全体が日々努力すること。

また、捜査や取調べの在り方について、例えば、過去の無罪事件の判決を教訓反省事項とするなど、過去の先例を学ぶ必要があり、こうした観点からの教育の一層の充実を図ること。

さらに、指揮官となるべき警察官の資質を十分に吟味し、その能力を高めるような教育訓練を一層充実させること。

我々は、引き続き警察捜査における取調べの適正化のための取組みを見守っていくこととするが、当面、以上三点を警察当局に求め、我々の緊急提言とする。さらに、新たな捜査の在り方についても建設的な議論を国民に広く提起していきたい。

「警察捜査における取調べの適正化に関する有識者懇談会」

平良木登規男（座長）

岡村勲

川出敏裕

河上和雄

残間里江子

高井康行

前田雅英

平成二十年四月二十三日